

議案第38号

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（鳥取県情報公開条例の一部改正）

第1条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章及び第2章 略

第3章 特定出資法人の保有する文書等の開示（第33条の2・
第33条の3）

第4章 情報公開の一層の推進（第34条—第39条）

第5章 雜則（第40条—第43条）

附則

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又
は法人その他の団体をいう。

(1) 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理
委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、

目次

第1章及び第2章 略

第3章 情報公開の一層の推進（第34条—第39条）

第4章 雜則（第40条—第43条）

附則

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、
公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査
委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面
漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方
独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同
じ。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以
下「公社」という。）をいう。

海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者

(2) 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法

（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

(3) 鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）

(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるもの全額を県が拠出している法人（財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人鳥取県観光事業団、財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち全部出資法人以外のもの（以下「指定管理者」という。）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文

上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(3) 略

(4) 指定管理者が保有しているもののうち、当該指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係るもの以外のもの

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2)及び(3) 略

2～4 略

書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(3) 略

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所、事業所若しくは学校の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2)及び(3) 略

2～4 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報（指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係る情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。以下同じ。）が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及公社以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施

いる部分に係るものに限る。) の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければなければならない。

6 略

(開示義務)

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

(開示義務)

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又

げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

は財産を保護するため、公にすること必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、全部出資法人若しくは指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)及び(8) 略

(実施機関に対する不服申立て)

第18条の3 実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)及び(8) 略

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の3 県が設立した地方独立行政法人の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(公社に対する不服申立て)

第18条の4 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について
不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

(雑則)

第33条 略

第3章 特定出資法人の保有する文書等の開示

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあっては、公文書を除く。以下「特定法人文

(雑則)

第33条 略

書」という。)の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

(特定出資法人に対する文書等の提出要請)

第33条の3 特定出資法人に対して特定法人文書の開示の請求を行い、その全部又は一部を開示しない旨の決定を受けた者は、当該特定出資法人を所管する実施機関に対して、当該特定出資法人に当該特定法人文書の写しの提出を求める旨の要請（以下「提出要請」という。）をすることができる。

2 提出要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 提出要請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 提出要請に係る特定法人文書を特定するために必要な事項
- (3) その他規則で定める事項

3 提出要請を受けた実施機関は、特定法人文書を保有する特定出資法人に、期限を定めて当該特定法人文書の写しの提出を求めるものとする。この場合において、当該実施機関は、当該期

限を、当該提出要請をした者に書面により通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、実施機関から特定法人文書の写しの提出を求められた特定出資法人は、正当な理由がある場合を除き、当該特定法人文書の写しの提出を拒んではならない。
- 5 提出要請を受けた実施機関は、特定出資法人から特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれたときは、第7条第1項から第4項までに定めるところにより、開示決定等をしなければならない。この場合において、これらの規定中「開示請求があった日」とあるのは、「特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれた日」とする。

第4章 情報公開の一層の推進

(情報提供施策の充実等)

第35条 略

第3章 情報公開の一層の推進

(情報提供施策の充実等)

第35条 略

- 2 公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(県が出資する法人等の情報公開)

第38条 県が資本金等を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び特定出資法人を除く。以下「一般出資法人」という。）及び県が補助金等（補助金、負担金、利子補給金、交付金又は貸付金をいう。以下同じ。）を交付している法人等（県が交付する補助金等の額が、国が交付する補助金等をその財源としない補助金等にあっては1会計年度につき1,000万円、それ以外の補助金等にあっては1会計年度につき5,000万円に満たないもの及び一般出資法人を除く。以下「補助金等交付団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該一般出資法人及び補助金等交付団体の保有する情報のうち営業秘密（研究開発、生産、販売その他の事業活動に関する情報であって、秘密として管理されているものをいう。）に当たらないもの（補助金等交付団体にあっては、当該補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。）及び県が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」といいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報（指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

2 県が資本金等の総額の2分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない。

2 特定出資法人及び県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している一般出資法人は、当該特定出資法人及び一般出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

(県が出資する法人等の情報公開の推進のための措置)

第39条 知事は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の性格及び業務内容に応じ、当該特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報（補助金等交付団体にあっては、補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体の情報の公開に関する苦情（提出要請をすべきものを除く。）の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該特定出資法人、一般出資法人又は補助金等

3 県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)

第39条 知事は、出資法人及び指定管理者について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人及び指定管理者の情報（指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。

3 知事は、出資法人又は指定管理者の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人又は指定管理者に対して指導を行うものとする。

交付団体に対して指導を行うものとする。

第5章 雜則

(公文書の管理)

第40条 実施機関 (全部出資法人及び指定管理者を除く。)は、
この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書条例の規
定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。
2 全部出資法人及び指定管理者は、この条例の適正かつ円滑な
運用に資するため、公文書の管理に関する規程を設けるとともに
に、公文書を適正に管理しなければならない。

第4章 雜則

(公文書の管理)

第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するた
め、公文書条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなけれ
ばならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改

正

後

改

正

前

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、
地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例（平成12年
鳥取県条例第2号）第2条第1項第4号に規定する全部出資
法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する
情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下
「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外
の個人が営む事業に関する情報であって、開示することによ
り、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上
の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)及び(6) 略

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地
方独立行政法人、公社、全部出資法人及び鳥取県情報公開條
例第2条第1項第5号に規定する指定管理者（以下「指定管
理者」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、
地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報又は開示
請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示す
ることにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は
事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるも
の

(5)及び(6) 略

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地
方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検
討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率
直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ

協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（8）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管

るおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（8）県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、

理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(費用負担)

第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例を除く。）に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 略

その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(費用負担)

第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出力した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）を除く。）に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例第2条第1項及び第2項の規定は、同条第1項第5号に規定する指定管理者のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の期間（次項において「指定期間」という。）の初日がこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）後であるものについて適用する。

3 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち、指定期間の初日が施行日以前であるものについては、第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例第38条第1項及び第39条の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

4 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除